

広島県告示第564号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定によって、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

この出願に係る願書及び関係図書は、広島県土木局港湾振興課、広島県東部建設事務所三原支所及び三原市経済部農林水産課において、平成25年7月22日までの間、縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了までに広島県知事に意見書を提出することができる。

平成25年7月1日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

(1) 名称及び所在地

幸陽船渠株式会社

広島県三原市幸崎能地二丁目1番1号

(2) 代表者の氏名及び住所

代表取締役 檜 垣 俊 幸

愛媛県今治市小浦町一丁目2番45号

2 埋立区域

(1) 位置

三原市幸崎能地二丁目2859番11、2860番5及び2783番6の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ昭和45年8月28日付け広島県指令港第432号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C. D. L. +3. 92mより決定）、④の地点と⑤の地点を結ぶ昭和44年1月30日付け広島県指令港第880号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C. D. L. +3. 92mより決定）及び①の地点と⑤の地点を結ぶ昭和50年4月14日付け広島県指令港第84号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C. D. L. +3. 92mより決定）により囲まれた区域。

①の地点 広島県三原市幸崎町能地字内山451番の国土地理院三等三角点「大山」（北緯34度20分41秒2525，東経133度02分42秒7825，標高242. 26m「以下，基点という。」）から182度46分58秒，829. 92mの地点。

②の地点 ①の地点から 204度04分21秒 20. 53mの地点

③の地点 ②の地点から 224度16分33秒 137. 13mの地点

④の地点 ③の地点から 9度30分56秒 116. 99mの地点

⑤の地点 ④の地点から 53度16分21秒 41. 27mの地点

(3) 面積

9, 804. 76平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

三原市幸崎能地二丁目2859番11, 2860番5及び2783番6の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち, ㊸の地点から㊹の地点までを順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点	基点から	167度14分13秒	953.85mの地点
㊹の地点	㊸の地点から	203度57分50秒	27.98mの地点
㊺の地点	㊹の地点から	210度37分18秒	290.12mの地点
㊻の地点	㊺の地点から	232度30分13秒	10.00mの地点
㊼の地点	㊻の地点から	322度57分15秒	416.05mの地点
㊽の地点	㊼の地点から	53度08分52秒	142.13mの地点

(3) 面積

84,770.23平方メートル

4 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

5 出願年月日

平成25年6月20日